

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(1) 「おさかなのソーセージ60」（株式会社ニッスイ）

〇〇〇委員 それでは、個別品目の審議に入りたいと思います。本日は、前回の部会で未審議となりました2品目について審査を行いたいと思います。2品目のうち最初の「おさかなのソーセージ60」のほうは非常に軽微なものなので、できるだけスムーズに進めたいと思っています。

では、消費者庁から製品等の概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 消費者庁食品表示企画課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1を御覧ください。申請者は株式会社ニッスイ、商品名は「おさかなのソーセージ60」でございます。

本申請品は、カルシウムの疾病リスク低減表示特保でございます。既に許可されております「おさかなのソーセージ70」「おさかなのソーセージ75」と比べ、1日摂取目安量が少なくなっておりますけれども、許可表示、1日摂取量当たりの関与成分量、カルシウムとなっておりますが、特に変更はございません。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

次に、事務局から調査会での審議状況などの説明をお願いします。

〇消費者委員会事務局 それでは、説明いたします。

この株式会社ニッスイの「おさかなのソーセージ60」は、令和5年11月2日に諮問がされ、12月6日、第58回新開発食品評価第一調査会において審議が終了しております。消費者庁から御説明がありましたように、申請品は既許可品である「おさかなのソーセージ70」の製品重量のみを70gから60gに変更したもので、関与成分量は同じ、許可表示はカルシウムの疾病リスク低減表示の保健の用途表示に準拠しております。

以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

続いて、〇〇委員より調査会の議論の状況についてお話しいただければと思います。

〇〇〇委員 〇〇でございます。

この「おさかなのソーセージ60」につきましては、特に既許可品との大きな差はなく、用量が70gから60gに減ったということでございますが、関与成分の含有量は変わらないということです。10gの減ということですが、特に過剰摂取の問題もないであろうということで、お認めするという結論に達したものでございます。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、今の御提案いただいている内容と□□委員からの御報告を併せて、委員の皆様からの御意見をいただきたいと思います。御発言のある方は、会場では挙手で、オンラインの方は挙手ボタンでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

特にはないですかね。軽微な変更なので、これはもう特に御意見なく、調査会での審議の結果も了としておりますので、この内容で進めていただきたいと思います。

では、審議結果を整理し、処理方法について確認を事務局のほうからお願いします。

○消費者委員会事務局 それでは、事務局のほうから説明いたします。「おさかなのソーセージ60」につきましては、当部会として、了承とすることといたします。

以上でございます。

○□□委員 ありがとうございます。

では、今の「おさかなのソーセージ60」については、そのような形で進みたいと思います。